

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構  
(KG-A: Kansai Geo-informatics Agency)

運営規則・運営要領

平成25年6月20日

## 関西圏地盤DB運営機構 運営規則

平成17年4月1日制定  
平成22年7月27日改定  
平成24年4月1日改定

### 第1章 総則

第1条 この機構は、関西圏地盤DB運営機構（以下、「DB機構」という）と称す。また、英語名は Kansai Geo-informatics Agency とし、略称を KG-A とする。

第2条 DB機構は、一般財団法人 地域 地盤 環境 研究所（以下、「財団」という）に置き、財団が運営実務を財団の公益事業の一環として務める。

第3条 DB機構は、本運営規則に則り、「関西圏地盤DB運営機構 運営要領」を作成し、この運営要領に従って運営実務を行う。

### 第2章 目的および事業

第4条 DB機構は、関西圏地盤情報ネットワーク（以下、「KG-NET」という）を形成する組織の一つとして、関西圏地盤情報協議会（以下、「KG-C」という）及び関西圏地盤研究会（以下、「KG-R」という）と協力し、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）を“関西圏の財産”と位置づけ、関西圏における地盤情報活用の更なる発展を担うため、次の役割を果たすことを目的とする。

- ・データベースの追加、更新及び維持管理
- ・データベースの相互利用、提供

第5条 DB機構は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地盤調査情報のデータベースへの追加・更新
- (2) データベースの維持管理
- (3) データベースの提供実務
- (4) KG-R 刊行物の販売や活動PR等の支援活動
- (5) その他、DB機構の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 DB利用会員

第6条 DB機構は、データベースを利用するものをDB利用会員（以下、「会員」という）として募集する。会員は、次の2種とする。

- (1) KG-C利用会員・・・KG-C行政構成員及び公益構成員でデータベースを利用するもの
- (2) 一般利用会員・・・KG-C利用会員以外でデータベースを利用するもの

第7条 会員の入会及び退会の手続きと許可は、運営要領に従う。

#### 第4章 資産および会計

第8条 DB機構の資産は、次のとおりとする。

- (1) 関西圏地盤情報の活用協議会（前協議会）から移管された資金等
- (2) DB利用会員からの会費による収入
- (3) 関西圏地盤情報データベースの貸出し等による収入
- (4) その他の収入

第9条 DB機構の資産のうち現金は、銀行口座に預け入れし、財団において管理する。

第10条 DB機構の事業遂行に要する費用は、資産収入をもって支弁する。

第11条 DB機構の事業計画及びこれに伴う収支予算は、KG-C幹事会の承認を受けなければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

第12条 DB機構の収支決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に財団が作成し、KG-C幹事会の承認を受けなければならない。

- 2 DB機構の収支に関わる監査は、財団の監査体制により実施する。
- 3 DB機構の収支決算に余剰金のあるときは、翌年度に繰り越す。ただし、過大な余剰金を次年度に繰り越さないこととする。

第13条 DB機構の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 代表および職員

第14条 会費請求等においてDB機構の代表は財団の代表理事とし、DB機構・財団の連名で表記する。

第15条 DB機構の役務を担当する者は、財団が選任する職員とする。

#### 第6章 会議

第16条 DB利用会員へのデータベースの頒布及びKG-NET活動に関わる情報提供、意見回収を目的として、DB利用連絡会を年1回開催する。

第17条 財団担当職員は、KG-C総会と幹事会に出席し、必要に応じて報告を行う。

#### 第7章 規則の変更ならびに運営事務の解除

第18条 DB機構の運営規則を変更する場合は、KG-C総会の承認を得なければならない。

第19条 財団がDB機構の運営実務を解除する場合は、KG-C総会の承認を得なければならない。ただし、財団が解散する時はこの限りでない。

## 第8章 補 則

第20条 この規則は、関西圏地盤情報の活用協議会が承認し、KG-NET が活動を開始する日から施行する。

### 付 則

1. 第6条の変更は、平成22年7月27日から施行する。
2. 第2条、第14条の変更は、平成24年4月1日から施行する。

## 関西圏地盤DB運営機構 運営要領

平成17年4月1日制定  
平成22年7月27日改正  
平成24年4月1日改正  
平成25年6月20日改正

### 1. 総則

この運営要領は、関西圏地盤DB運営機構（以下、「DB機構」という）運営規則第3条に基づき、DB機構の運営実務に必要な事項を定めたものである。

DB機構は、「関西圏地盤DB運営機構 運営規則」及び「関西圏地盤情報ネットワーク 協定書」を遵守し、関西圏地盤情報協議会（以下、「KG-C」という）幹事会の指導に従って事業を実施する。また、DB機構はKG-Cにその実施状況を報告する。

DB機構は、KG-Cより関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）の提供を受け、所有するコンピュータ・システム上にデータベースを設置し、そのデータベースの運営に関する実務を行う。

### 2. 事業

DB機構は、運営規則第5条に従い次の事業を行う。

#### (1) 地盤調査情報のデータベースへの追加・更新

- ◇ KG-Cより貸与される地盤調査情報のデータベースへの追加・更新（入力作業）を行う。
- ◇ 入力本数は、年間500本を目標数とし、収入予算に応じて本数を調整する。
- ◇ KG-Cより依頼された場合は、KG-C構成員のデータ収集を補助する。
- ◇ 提供された資料原本はPDF化を行い、入力作業や入力ミス等に対処するために保管する。

#### (2) データベースの維持管理

- ◇ データベースのマスターデータを一括して保管・管理する。
- ◇ 入力データにミスが認められた場合は、修正作業を行い、品質の維持に努める。

#### (3) データベースの提供実務

- ◇ DB利用会員及び研究利用者へのデータベースの提供実務を行う。

#### (4) 支援活動

- ◇ 関西圏地盤研究会（以下、「KG-R」という）の刊行物の販売等を支援する。
- ◇ KG-NET各組織の活動に関するPR等を支援する。

#### (5) その他、DB機構の目的を達成するために必要な事業

### 3. DB利用会員

DB機構は、運営規則第6条に従い、次のDB利用会員（以下、「会員」という）を募集する。

1. KG-C利用会員 ・・ KG-C行政構成員及び公益構成員でデータベースを利用するもの
2. 一般利用会員 ・・ KG-C利用会員以外でデータベースを利用するもの

#### (1) 参加資格

##### A. KG-C利用会員

◇ KG-Cの行政構成員及び公益構成員を対象とし、入会を申し出たもの。

##### B. 一般利用会員

◇ KG-C利用会員以外を対象とし、入会を申し出て、「データベースの利用に関する取り決め」を遵守する誓約を行ったもの。

#### (2) 入会・退会の手続き

##### A. 入会・退会

◇ DB機構への入会・退会の手続きは、次の書面の提出をもって行う。

会員	入会	退会
KG-C利用会員	入会申込書（様式第1号）	退会届（様式第3号）
一般利用会員	入会申込書（様式第2号）	退会届（様式第4号）

##### B. 代表者等の変更連絡

◇ 会員が代表者等を変更する場合には、DB機構へ書面で連絡することを周知徹底する。

#### (3) DB利用会費

- ◇ 会員に対しては、DB利用会費（以下、「会費」という）を請求する。
- ◇ 会費は、年額10万円とする。
- ◇ 会費の請求は年度始めに行い、年度途中の入・退会に対して会費の減額・返金を行わない。
- ◇ 会員は、会費の納入をもってデータベースを利用する権利を得ることを周知する。

#### 4. データベースの提供

DB機構は、次の方法により会員等にデータベースを提供する。提供方法は、平成24年度よりCD-ROM方式からWeb配信ダウンロード方式に変更する。なお、サービス内容は、従来のCD-ROM方式に同様とし、利用会員にデータベースと利用システムの提供を行う。

1. 関西圏地盤情報データベース Web配信ダウンロード版（以下、「DB-Web版」という）
2. デジタルデータ（生データ）

##### (1) DB-Web版の提供

###### A. DB-Web版の作成

- ◇ 財団はデータベースと利用ソフトを収録したDB-Web版を毎年、更新・作成する。
- ◇ データベースは毎年度の新データを追加収録し、利用ソフトは財団より無償で提供する。
- ◇ DB-Web版には、次年度の9月30日を期日とする使用有効期限を設ける。
- ◇ DB-Web版は、1利用（ユース）で1インストール・PCの利用とする。

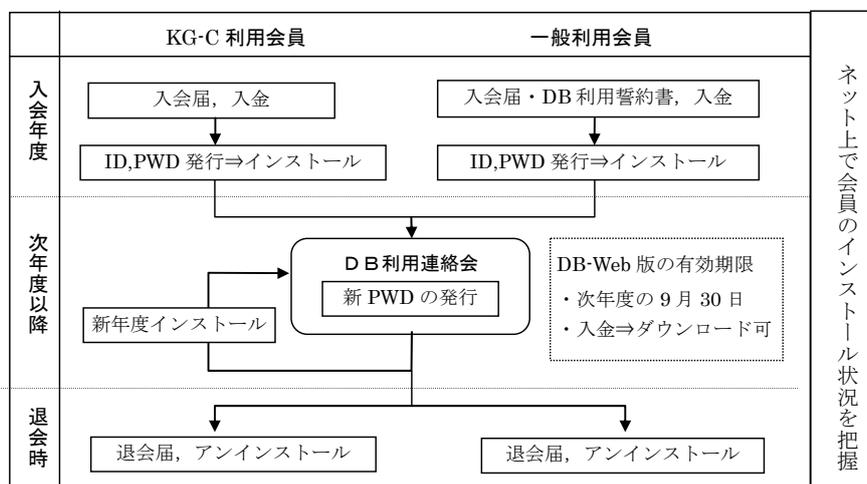
###### B. 提供手続きと利用数

- ◇ 利用会員への入会手続き終了後、ユーザーIDと新年度の個別パスワードを発行する。
- ◇ 年会費の入金確認後に、会員のDB-Web版のダウンロードを操作可能とする。
- ◇ 会員が利用数を超えて利用を希望する場合、2利用（ユース）あたり1万円を負担する。
- ◇ KG-C学識構成員には研究活動のために無償で1利用（ユース）を提供する。

会員	利用（ユース）数
KG-C利用会員	20（インストール・PC）
一般利用会員	5（インストール・PC）

###### C. 毎年の利用と退会時の対応

- ◇ 年1回、DB-Web版の使用有効期限までに「DB利用連絡会」を開催し、会員への新年度の個別パスワードの発行及びKG-NET活動に関わる情報提供、意見収集を行う。
- ◇ 会員が退会する場合、退会届の提出とアンインストールの実行により手続きを完了する。



## (2) デジタルデータ（生データ）の貸出提供

### A. 対象者と条件

- ◇ DB利用会員には、デジタルデータの提供を認める。
- ◇ 提供にあたっては、利用目的が明確なことを条件とする。

### B. 提供方法

- ◇ デジタルデータの提供は、有償での貸出しとする。
- ◇ 利用料・経費は下表に従って算出し、貸出期間は提供日より1年間とする。
- ◇ 利用者は「利用申込書」（様式第6号）に利用目的等の事項を記述して提出する。KG-Aは利用申請の内容を確認し、データ提供の実務を行う。提供状況はKG-Cに報告する。
- ◇ 利用者は貸出期間終了後にデータを返却し、返却報告書（様式第7号）を提出する。
- ◇ 以上の詳細は、「デジタルデータ貸出提供の利用要領」（別表4）に定める。

利用数量	利用料	作業費等	備考
①全データ貸出	45万円	2万円	・作業費，媒体料として2万円加算する
②部分的な貸出			算出式＝本数×1000円/年＋作業費等
10本以内	1万円	1万円	・利用数は10本単位に切上げる
11～20本	2万円	〃	・作業費，媒体料として1万円加算する
21～30本	3万円	〃	
…	…		

## (3) 研究利用制度

学術的研究を目的とする大学研究者等の利用に供するため、「研究利用制度」を設ける。

- ◇ この制度の利用を希望する研究者には「研究計画調書」（様式第9号）の提出を求め、KG-R委員長の承認を得て採否を決定する。
- ◇ データベースの提供方法はDB-Web版またはデジタルデータとし、貸出期間は1年間とする。また、データ利用にかかる経費は、無料とする。
- ◇ 研究利用制度の適用を受けた研究者（以下、「研究利用者」という）は、研究成果を報告する義務を負う。利用期間終了後にデータを返却（DB-Web版の場合はアンインストール）するとともに、研究利用報告書（様式第10号）と研究成果物を提出する。
- ◇ 以上の詳細は、「データベース研究利用制度の利用要領」（別表5）に定める。

## (4) 会員の義務（利用上の取り決め）

各会員のデータベース提供に際しては、次の取り決めを実施する。

- ◇ 会員は、データベースの利用に際して、「DB利用会員参加規則」（別表1）、「データベースの利用に関する取り決め」（別表2）を遵守することを義務とする。
- ◇ 一般利用会員は、入会時にこの取り決めを遵守する旨の「データベースの利用に関する誓約書」（別表3）を提出する。
- ◇ この取り決めに違反する会員がある場合は、データベースの提供を停止し、退会を促す。

## (5) 関西圏地盤情報データベース Web 配信ダウンロード版の運用・使用の手順

### ① 年会費の納入 【利用会員】

### ② 会員のユーザーID、個別パスワードの発行 【KG-A 管理者より会員へ通知】

- ・毎年、KG-A から会員の連絡担当者へ通知（利用連絡会時または郵送）。
- ・会員の年会費の入金確認後に、会員のダウンロードを使用可能とする。

※パスワードの更新期間（通知日～前年度利用期日まで）は、新・旧パスワードが併用可能。

### ③ データベースと利用システムの Web を介したダウンロード 【利用会員がアクセス】

- ・KG-NET・Web ページの「会員ダウンロード」よりダウンロード画面を開き、会員認証（ID、パスワード照会）を行い、画面の手順に沿ってデータベースとシステムをダウンロードする。

※ダウンロード制限のある会員については、別途 CD-R 等の媒体での提供等に対応。

### ④ システム起動のためのインストール処理

- ・ダウンロード後に 1 回実施（利用登録者がアクセス）
- ・ダウンロードした圧縮ファイルを解凍し、使用するフォルダーに移動する。
- ・DIG システム（起動メニュー）の初回起動時にインストール画面が開き、会員認証が求められる。
- ・指定の手順にしたがって、インストール登録（アクティベーション：キーファイルの発行・解錠）を行う。この操作により、インストールの完了を管理者へ通知する。
- ・これより、データベースシステム（DIG メニュー）が使用できる。

※インストールを実施した後は、フォルダー位置を動かすことは不可。

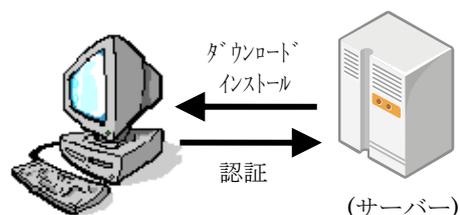
### ⑤ 使用 PC を変更するとき等のアンインストール処理 【利用登録者がアクセス】

- ・利用会員を解除するとき、利用者が PC を移動するとき、新規データベースをダウンロードするときに実施する。
- ・起動メニューの「システム情報」の中のアンインストールボタンを押して実行し、さらに④と同様にアンインストールの実施を管理者に通知するための手続きを行う。

※会員が退会する場合、退会届の提出とアンインストールの実行により、退会手続きが完了。

#### DB-Web 版

- ・Web を介したダウンロードとインストール
- ・ユーザー認証による利用手続き



## 5. 関西圏地盤研究会との連携

DB 機構は、KG-R の研究活動を支援するために、次の連携を図る。

- ◇ データベースシステムの提供
- ◇ 地盤調査情報のデータ入力における対象地域の調整
- ◇ KG-C から KG-R へのデータベース提供実務の代行

## 6. 運営

DB 機構は、運営規則第 4 章等に従い、以下の運営を行う。

### (1) 事業計画と予算編成、経理・決算処理等

- ◇ DB 機構の事業計画及びこれに伴う収支予算は、KG-C 幹事会の承認を受ける。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。
- ◇ 事業計画及び収支予算の作成は、KG-C 幹事長・副幹事長と調整のうえ、KG-C 幹事会の開催日までに行う。KG-C 総会へは、KG-C 幹事会を介して報告する。
- ◇ 事業による収支の経理処理は、財団内で実施する。また、収支決算は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に財団が作成し、KG-C 幹事会の承認を受ける。
- ◇ 収支に関わる監査は、財団の監査体制により実施する。
- ◇ 収支決算に余剰金のあるときは、翌年度に繰り越す。ただし、過大な余剰金を次年度に繰り越さないこととする。その収支調整は、KG-C 幹事長・副幹事長と協議して行う。
- ◇ 財団は、DB 機構の角印を作成する。代表印は財団の代表理事印を使用する。

### (2) 収入

#### A. 運営原資（資産等）

DB 機構を運営するための原資は、次のとおりとする。

1. 関西圏地盤情報の活用協議会（前協議会）から移管された資金等
2. DB 利用会員からの会費による収入
3. 関西圏地盤データベースの貸出し等による収入
4. その他の収入

#### B. 会費請求等

- ◇ 会費請求等では、DB 機構の代表者として財団の代表理事印を使用し、DB 機構・財団の連名で表記することを認める。
- ◇ DB 機構の資産のうち現金は、銀行口座に預け入れし、財団において管理する。

## (3) 支出

## A. 支出細目と予算固定費

- ◇ DB機構の支出細目と予算固定費は、付表-1のとおりとする。
- ◇ これ以外に支出を予定する場合は、KG-C 幹事長・副幹事長と協議の上、KG-C 幹事会の承認を得るものとする。
- ◇ DB 利用連絡会における講演謝礼等については、「関西圏地盤研究会 旅費・謝金等支給要領」に従うものとする。

付表-1 DB機構の支出細目と予算固定費

(平成24年7月)

1. 基礎運営費		
(1) DB利用連絡会会議費	実費	
(2) 事務代行費	100万円	(固定：経理処理等の運営実務)
2. データベース維持拡張費		
(1) データ入力	500万円	(年間500本を最少目標数とする)
・報告書入力	本数×1万円	(入力・データ確認作業)
・電子納品データ入力	本数×5千円	(変換・データ確認作業)
(2) データ収集・保管	実費	(収集作業, PDF作成等)
(3) ハードウェア維持費	50万円	(固定)
3. DB-Web版の作成・管理費		
(1) 編集作業	40万円	(固定)
(2) 提供・管理	20万円	
(3) サーバー使用料	15万円	
4. その他経費		
(1) 文房具等	実費	
(2) その他	実費	
<hr/>		
<予算目標>	850万円程度	

**KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 DB利用会員 参加規則**

平成 17 年 4 月 1 日 制定  
平成 22 年 7 月 28 日 改定  
平成 24 年 4 月 1 日 改定

**第 1 章 総 則**

第 1 条 この規則は、KG-NET・関西圏地盤DB運営機構（以下、「DB 機構」という）に参加する DB 利用会員（以下、「会員」という）の参加規則を定めたものである。なお、KG-NET は、関西圏地盤情報ネットワークの略称である。

**第 2 章 目 的**

第 2 条 会員は、関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）を広く公益のために利用することを目的とする。ここで、“公益”とは、学術的研究、防災、一般も含む建設事業の安全・効率化等の広い意味での公共の利益に寄与する活動のことをいう。

**第 3 章 会 員**

第 3 条 会員は、次の 2 種よりなる。

- (1) KG-C 利用会員 … KG-NET・関西圏地盤情報協議会(KG-C)の行政構成員及び公益構成員でデータベースを利用するもの
- (2) 一般利用会員 … KG-C 利用会員以外でデータベースを利用するもの

2 会員の入会及び退会の手続きは、書面の提出をもって行う。

3 会員は、代表者や連絡担当者に変更のある時は、DB 機構に速やかに書面で連絡する。

**第 4 章 データベースの利用**

第 4 条 会員は、データベースの利用に際して、「データベースの利用に関する取り決め」を遵守する。また、一般利用会員は、入会時に「データベースの利用に関する誓約書」を提出する。

2 データベースの提供は、「関西圏地盤情報データベース Web 配信ダウンロード版」（以下、「DB-Web 版」という）等で行う。会員のユーザーID と個別パスワードは入会時に発行する。新年度のパスワードは、毎年「DB 利用連絡会」（以下、「連絡会」という）にて発行する。

3 DB-Web 版の使用有効期限は、翌年度の 9 月 30 日までとする。DB-Web 版の利用は、1 利用（ユース）で 1 インストール・PC とする。

**第 5 章 会費とデータベース利用の権利**

第 5 条 会員は、毎年、DB 利用会費（以下、「会費」という）を DB 機構に支払う。会費額は、年 10 万円とする。

2 会費の請求は年度始めに行う。年度途中の入・退会に対して会費の減額・返金は行わない。

3 会員は、会費の納入をもってデータベースを利用する権利を得ることとする。

**付 則**

1. 第 3 条の変更は、平成 22 年 7 月 27 日から施行する。

2. 第 4 条第 2, 3 項の変更、および第 4 条第 4 項の削除は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## データベースの利用に関する取り決め

KG-NET・関西圏地盤情報協議会

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構

平成 17 年 4 月

KG-NET・関西圏地盤情報協議会（以下、「KG-C」という）が管理し、KG-NET・関西圏地盤DB運営機構（以下、「KG-A」という）が運営する関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）は、以下の取り決め事項を遵守の上、利用していただきます。

## 1. 利用手続き

データベースは、KG-A の所定の手続きに従って入会の申込みを行い、入会が許可された DB 利用会員（以下、「会員」という）のみが利用することができます。

会員のうち一般利用会員は、本取決めの内容を遵守する旨の「データベースの利用に関する誓約書」を KG-A に提出しなければなりません。

## 2. 利用目的

データベースの利用は、学術的研究や防災、一般も含む建設事業の安全・効率化などの広い意味での公共の利益に寄与するものでなければなりません。

## 3. データ利用上の責任

データベースは、データ入力の品質確保に努めていますが完全なものではありません。また、原データの品質についても吟味が十分ではありません。データの信頼性については、データベースの多数のデータをもとに利用者の責任で判断してください。KG-C 及び KG-A は、一切の責任を負いません。

## 4. データベースの管理

データベースは、会員の責任において管理してください。適正な管理と利用がなされない場合は、利用権の取り消し（返却）を求める場合があります。この場合は、利用会費の返金はいたしません。

データベースは毎年度定期的に新しいデータの追加された新しいデータベースと交換します。

## 5. 不正使用、第三者への譲渡の禁止

データベースのデータの所有権は提供機関に帰属し、KG-C はデータベースを管理・所有しています。よって、データベースをいかなる事由によっても無断で複製することを禁じます。

また、データベースは、会員以外の第三者に譲渡してはなりません。

## 6. 利用成果の公表

データベースを利用して得られた成果を公表する場合は、“関西圏地盤情報データベースを利用”した旨を公表物に明記してください。また、公表物を KG-A に送付してください。

---

注) データの転売、営業、建築確認申請等における虚偽の利用等は、データ公開の趣旨に反する行為であり、データベースの利用目的としては認められません。

## データベースの利用に関する誓約書（一般利用会員）

KG-NET・関西圏地盤情報協議会（以下、「KG-C」という）が管理し、KG-NET・関西圏地盤DB運営機構（以下、「KG-A」という）が運営する関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）の利用に関して、次のとおり誓約いたします。

## 第1条（対象）

この誓約書が対象とするデータベースは、関西圏地盤情報データベースとします。

## 第2条（利用目的）

データベースの利用にあたってはKG-C及びKG-Aの活動目的を十分に理解し、データベースの利用上の注意である「データベースの利用に関する取り決め」を遵守して利用します。

## 第3条（データベースの管理等）

データベースは、自機関の責任において管理します。

## 第4条（データベースの複写等の禁止）

データベースのみの2次的利用、譲渡、貸与のための複写はしません。

データベースのデータの全部または一部を第三者に貸与、譲渡することはありません。

## 第5条（データベース利用上の責任等）

データベースのデータの信頼性については自機関の責任で判断し、データベースの利用で生じた損失等に対して賠償等の請求は一切しません。

## 第6条（データベースによる成果の公表）

データベースを利用して得た成果を公表する場合は、“関西圏地盤情報データベースを利用”した旨を明記します。

## 第7条（誓約書の周知・遵守）

本誓約書の内容は自機関内に周知し、遵守するよう努めます。

## 第8条（返却）

退会の際、および自機関の過失または故意により本誓約書の内容に違反した場合は、顛末書を提出し、KG-Aの求めに応じてデータベースおよびこれに関する一切の資料を返却します。

## 第9条（協議事項）

この誓約の改定を必要とするとき、またこの誓約に定められていない事項および本誓約書の解釈上の疑義等については、必要の都度速やかに相談し、円満に解決を図るようにします。

この誓約の証として、本誓約書2通を作成し、記名捺印のうえ内1通を提出します。

年 月 日

KG-NET・関西圏地盤情報協議会  
KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 殿

DB利用会員  
代表者

印

## デジタルデータ貸出提供の利用要領

KG-NET・関西圏地盤情報協議会

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構

平成 22 年 7 月

関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ（生データ）の貸出提供の利用にあたっては、以下の要領に従ってください。

## 1. デジタルデータの利用手続き

デジタルデータ貸出提供の利用対象者は、KG-A に参加する DB 利用会員です。

利用にあたっては、「関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出利用申込書」（様式第 6 号）を KG-NET・関西圏地盤 DB 運営機構（KG-A）へ提出してください。KG-A が利用申請の内容を確認し、データ提供の実務を行います。なお、利用目的が、「利用規約」の“利用目的”にそぐわない場合は、貸出を行いません。

## 2. デジタルデータの貸出

デジタルデータの貸出は、電子媒体により行います。

データの貸出期間は、貸出開始日より 1 年間です。

データ利用料は、KG-A 運営要領に従い、KG-A より請求します。

## 3. デジタルデータの返却

利用者は、貸出期間終了後、直ちにデジタルデータを返却してください。返却時には、データ返却報告書（様式第 7 号）を提出し、データの複写等を行った場合は、全てを削除してください。

また、以下の場合は、貸出期間未了であっても速やかに返却してください。

- ・DB 利用会員を退会する場合
- ・貸出期間内に利用が終了した場合
- ・KG-A が利用の中止を通告した場合

以上の返却手続きについて、デジタルデータ（提供媒体）の返却およびデータ返却報告書を確認後、事務局よりデータ返却受領書（様式第 8 号）を発行します。

## 4. デジタルデータの利用に関する取り決め

利用者は、“利用目的”、“データ利用上の責任”、“データベースの管理”、“不正使用、第三者への譲渡の禁止”および“利用成果の公表”の各事項については、「データベースの利用に関する取り決め」に規定される内容を遵守してください。

## データベース研究利用制度の利用要領

KG-NET・関西圏地盤情報協議会

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構

平成 22 年 7 月

(改定) 平成 24 年 4 月

関西圏地盤情報データベース（以下、「データベース」という）の「研究利用制度」（以下、「本制度」という）の利用にあたっては、以下の要領に従ってください。

## 1. データベースの利用手続き

本制度の適用対象者は、学術的研究を目的とする大学研究者等です。

本制度の利用を希望する研究者は、「関西圏地盤情報データベース研究利用調書」（様式第 9 号）を提出してください。KG-NET・関西圏地盤研究会（KG-R）の承認を得て採否を決定します。

## 2. データベースの提供

本制度の適用を受けた研究者（以下、「研究利用者」という）には、データベースを提供します。データベースの提供方法は DB-Web 版とします。

データベースの貸出期間は、研究利用が認められた日より 1 年間です。

データベースの利用にかかる経費は、無料です。

## 3. データベースの返却・延長

提供期間終了時には、データベースを速やかに返却してください。

研究内容の変更または貸出期間の延長を希望される場合は、それまでの研究成果を報告のうえ（4. 研究成果の報告）、再度、研究利用調書を提出してください。

## 4. 研究成果の報告

提供期間の終了とともに、研究成果を KG-R に報告してください。

報告内容は、「研究利用報告書」（様式第 10 号）と「研究成果物」の提出とします。「研究利用報告書」については、関西圏地盤情報ネットワーク（KG-NET）のホームページに公開します。

また、KG-R 会員等への研究成果の報告を依頼する場合があります。その場合は、KG-R が交通費等を負担します。

## 5. データベースの研究利用に関する取り決め

研究利用者は、“利用目的”，“データ利用上の責任”，“データベースの管理”，“不正使用，第三者への譲渡の禁止”および“利用成果の公表”の各事項については、「データベースの利用に関する取り決め」に規定される内容を遵守してください。

## KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 DB利用会員 入会申込書 (KG-C 構成員用)

DB利用会員 (KG-C 利用会員) として入会を申し込みます。

年 月 日

## 1. 申込者 (代表者)

機 関 名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

代表者役職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

## 2. 連絡担当者 (利用責任者)

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

部署・役職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_ FAX : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

※会報等は E-mail で送信いたしますので、必ずご記入ください。

## 3. 関西圏地盤情報協議会の会員種別

KG-C 行政構成員

KG-C 公益構成員

## 4. データベースの利用

関西圏地盤情報データベースの利用に際しては、「データベースの利用に関する取り決め」を遵守します。

---

提出先 : (一財)地域地盤環境研究所 (KG-NET・関西圏地盤DB運営機構)

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目1番2号国民會館・住友生命ビル6階  
TEL:06-6941-8833 FAX:06-6941-8883

## KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 DB利用会員 入会申込書（一般用）

DB利用会員（一般利用会員）として入会を申し込みます。

年 月 日

## 1. 申込者（代表者）

法人/組織名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ 印

代表者役職： \_\_\_\_\_

## 2. 連絡担当者（利用責任者）

担当者氏名： \_\_\_\_\_

部署・役職： \_\_\_\_\_

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_ FAX： \_\_\_\_\_

E-mail： \_\_\_\_\_

※会報等は E-mail で送信いたしますので、必ずご記入ください。

## 3. データベースの利用

関西圏地盤情報データベースの利用に際しては、「データベースの利用に関する取り決め」を遵守します。

提出先：（一財）地域地盤環境研究所（KG-NET・関西圏地盤DB運営機構）

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目1番2号国民會館・住友生命ビル6階  
TEL:06-6941-8833 FAX:06-6941-8883

受付番号	受付年月日		

## KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 DB利用会員 退会届 (KG-C 利用会員用)

DB利用会員 (KG-C 利用会員) を退会します。

年 月 日

## 1. 会員

機 関 名 : \_\_\_\_\_

代表者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

代表者役職 : \_\_\_\_\_

住 所 : 〒 \_\_\_\_\_

## 2. 提供データ

関西圏地盤情報協議会に提供した地盤データについては、協議会に扱いを一任します。

---

提出先 : (一財)地域地盤環境研究所 (KG-NET・関西圏地盤DB運営機構)

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目1番2号国民會館・住友生命ビル6階  
TEL:06-6941-8833 FAX:06-6941-8883

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 DB利用会員 退会届（一般利用会員用）

DB利用会員（一般利用会員）を退会します。

年 月 日

1. 会員

法人/組織名： \_\_\_\_\_

代表者氏名： \_\_\_\_\_ 印

代表者役職： \_\_\_\_\_

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

退会理由：

---

提出先：（一財）地域地盤環境研究所（KG-NET・関西圏地盤DB運営機構）

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目1番2号国民會館・住友生命ビル6階  
TEL:06-6941-8833 FAX:06-6941-8883

削除（平成 24 年 4 月 1 日）

年 月 日

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 御中

(機関・申請者名, 印)

**関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出利用申込**

下記目的により, 関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出利用を申し込みます。

なお, データの利用に際しては「デジタルデータの貸出提供の利用要領」に従い, 「データベースの利用に関する取り決め」を遵守します。また, データは, 提供を受けた日から1年間を経過した時点で速やかに返却します。

**記**

**利用目的 (名称) :** ※索引となる程度に簡単に記述する

**具体的な内容 :** ※具体的に記述する

**対象地域 :** ※例えば “大阪市此花区および大正区”, 別途地図を提示

**利用者・連絡先 :** ※会員機関名, 担当者名, 所属・部署, 連絡先, 電話番号を明記

**貸出料請求先 :**

---

提出先 : (一財)地域地盤環境研究所 (KG-NET・関西圏地盤DB運営機構)

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目1番2号国民會館・住友生命ビル6階  
TEL:06-6941-8833 FAX:06-6941-8883

年 月 日

KG-NET・関西圏地盤DB運営機構 御中

(機関名・申請者名, 捺印)

## 関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出し

## データ返却報告書

標記について、貸出期間終了となりましたので、貸出しを受けたデジタルデータを下記のとおり返却します。なお、利用作業上、複写等を行ったデータは消去しました。

## 記

機関名 : \_\_\_\_\_

貸出日 : \_\_\_\_\_年 月 日

返却日 : \_\_\_\_\_年 月 日

---

提出先 : (一財)地域地盤環境研究所 (KG-NET・関西圏地盤DB運営機構)

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目1番2号国民會館・住友生命ビル6階  
TEL:06-6941-8833 FAX:06-6941-8883

年 月 日

御中

KG-NET・関西圏地盤 DB 運営機構

関西圏地盤情報データベースのデジタルデータ貸出し  
データ返却受領書

標記について、下記の通りデジタルデータおよびデータ返却報告書を受領しました。

記

機関名： \_\_\_\_\_

貸出日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

受領日： \_\_\_\_\_ 年 月 日

---

連絡先：(一財)地域地盤環境研究所 (KG-NET・関西圏地盤DB運営機構)

〒540-0008 大阪市中央区大手前2丁目1番2号国民會館・住友生命ビル6階  
TEL:06-6941-8833 FAX:06-6941-8883



## 関西圏地盤情報データベース研究利用報告書

研究課題			
研究者	(所属と氏名)		
研究期間	年 月 ~ 年 月	報告日	年 月 日
研究目的 :			
研究内容と成果 :			
公開資料 (論文等) :			

※貸出期間終了後、研究利用報告書 (本様式) と研究成果 (論文等) を提出してください。  
※研究利用報告書は、KG-NET の HP で公開します。